

証券コード 7357
2022年5月10日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株 式 会 社 ジ オ コ ー ド
代表取締役社長 原 口 大 輔

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

つきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月24日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階「芙蓉」（ふよう）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第18期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.geo-code.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載している計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれの監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎本総会にご出席される株主様は、本総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。
 - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。感染予防の取り組みのひとつとして、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案等の説明は簡略化させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたきますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合及び株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や変異株による断続的な感染再拡大を繰り返しながらも、ワクチン接種等の感染拡大防止策の促進等により状況が徐々に緩和されつつあります。政府による各種政策の効果や海外経済の改善もあって日本国内の景気が持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢、原材料価格の上昇、米国をはじめとする世界各国の経済・金融政策や為替の動向、新型コロナウイルス感染症の再拡大等による影響を注視する必要があります、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社が主たる事業領域とする国内インターネット広告市場は成長を続け、2021年にはテレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計を上回る2兆7,052億円（前年比21.4%増）規模に拡大しました（出所：「2021年 日本の広告費」株式会社電通）。新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し、広告市場全体が大きく回復するとともに、社会のデジタル化が進むなかでインターネット広告市場は今後も継続して拡大することが見込まれます。

同様に、当社がクラウド営業支援ツールを開発し、サービス提供している国内SaaS市場も、2020年度の7,818億円から5年後の2025年度には1兆4,607億円規模に達するとの予測もみられ拡大傾向にあります（出所：「ソフトウェアビジネス新市場2020年版」株式会社富士キメラ総研、「SaaS業界レポート2021」スマートキャンプ株式会社）。コロナ禍を契機として、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進機運が高まりを見せております（出所：「DXレポート2（中間取りまとめ）」経済産業省）、今後も働き方改革や生産性向上を実現するためのIT投資需要の増加は継続するものとみられ、市場規模の更なる拡大が見込まれます。

当事業年度において当社では、このような市場環境を背景として、引き続き継続的かつ安定的な事業規模拡大を目指し、主力事業であるWebマーケティング事業を中心に、本社（東京都新宿区）及び関西支社（大阪府大

阪市北区)を拠点とした営業活動やインターネットメディア経由の受注強化に加え、代理店開拓を強化し多様な販路の確立に継続して取り組んでまいりました。2020年11月の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を契機に、多様な販路確立の一環で進めている地域金融機関や全国に展開する大手企業等との関係強化にも進展がみられ、地域経済の活性化に貢献する地方創生に引き続き取り組むとともに、新たな市場でのシェア拡大を図ってまいりました。さらに、主力サービスであるSEO対策とWebサイト制作を統合し、新たに「オーガニックマーケティング」として、検索エンジン経由のWebサイト訪問件数の増加から、案件成約率の改善まで、一連のマーケティングプロセス全てを一社完結で支援するサービスへと進化・発展させ、既存顧客への提案力を高めアップセルやクロスセルをより一層推進するとともに、新たな顧客層の開拓にも取り組んでまいりました。加えて、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進機運が高まるなかで、クラウド営業支援ツール「ネクストSFA」の新機能開発や「Google 広告」・「Yahoo!広告」等の他社サービスとの接続強化を進め、マーケティング機能とフォーム生成機能を新たに追加することで、より付加価値の高いサービス提供を可能とし、提供ツールの機能と利便性の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,453,520千円(前期比13.6%増)、営業利益は194,644千円(同1.2%増)、経常利益は196,494千円(同12.5%増)、当期純利益は132,775千円(同19.3%増)となりました。

なお、当社の報告セグメントは、開示上の重要性の観点からWebマーケティング事業のみとしており、その他の事業セグメントについてはセグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は、6,732千円(無形固定資産を含む)であります。主なものは、人員増加等に備えたPC及びその周辺機器の購入費用等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (2021年2月期)	第 18 期 (当事業年度) (2022年2月期)
売 上 高(千円)	2,415,142	2,968,409	3,040,408	3,453,520
経 常 利 益(千円)	55,926	155,214	174,688	196,494
当 期 純 利 益(千円)	904	109,195	111,289	132,775
1株当たり当期純利益 (円)	0.43	52.25	51.04	51.49
総 資 産(千円)	829,457	1,151,880	1,695,233	1,966,985
純 資 産(千円)	218,877	298,072	1,007,936	1,146,170
1株当たり純資産額 (円)	104.73	145.40	392.12	437.25

(注) 当社は、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第15期(2019年2月期)の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① Webマーケティング提供サービスの持続的な品質向上

当社の主力サービスである「オーガニックマーケティング」は、従来のSEO対策とWebサイト制作を統合し、検索エンジン経由でのWebサイト訪問件数の増加から、案件成約率の改善まで、一連のマーケティングプロセス全てを一社完結で支援するサービスであります。検索エンジンにおいて頻繁に実施される順位決定の仕組みの更新に対応していくことが提供サービスの持続的な品質向上を図っていくうえで必須の事項であると考えております。また、Web広告運用においては、広告媒体社側から提供される広告出稿のための最新機能を積極的に取り入れていくことが重要であると考えております。そのため当社では、SEOやWeb広告運用に関する対策手法や運用体制の改善に日常的に取り組み、今後もサービス品質の維持・向上に継続して努めてまいります。

② クラウド業務支援ツールの市場競争力の向上

デジタルトランスフォーメーション（DX）推進の機運が高まるなかで、当社が提供するクラウド業務支援ツールの市場競争力を高めていくためには、顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応し提供ツールの機能及び利便性の向上を図ったうえで、販売力を強化していく必要があると考えております。そのため当社では、開発体制の充実・強化を図るとともに、周辺サービスを提供する他社ツールとの機能連携を積極的に進め、販売促進にも取り組んでまいります。

③ 継続取引の強化による収益安定化

当社は、安定した収益基盤を確立し持続的な企業成長を実現するためには、継続取引を中心に事業展開を図ることが重要であると考えております。そのため当社では、Webマーケティング及びクラウド業務支援ツールの提供を通してストック型の取引を基本とし、今後も顧客との継続的な関係構築に努めてまいります。

④ 営業力の強化

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、新規顧客の獲得と既存顧客との取引継続及び拡大がそれぞれ重要であると考えております。そのため当社では、オウンドメディアの充実やSEO対策のノウハウを駆使して

Webサイト経由での受注率向上に継続的に取り組むとともに、既存顧客への提案力を高め、アップセル（注１）やクロスセル（注２）をより一層推進してまいります。また、地域金融機関や地方公共団体、全国展開する大手企業等との関係強化を図り、地域経済の活性化に貢献する地方創生に引き続き取り組むとともに、新たな販路の開拓にも努めてまいります。

⑤ 認知度の向上

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社及び当社が提供するサービスの認知度向上が重要であると考えております。そのため当社では、自社ホームページ（コーポレートサイト、各サービスサイト）の更新頻度を高めるとともに、オウンドメディアをより一層充実させることで自社マーケティング活動を強化し、当社及び当社提供サービスに関する情報発信力を高め、認知度向上に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成の強化

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材を数多く確保するとともに、従業員個々の生産性を継続的に向上させていくことが必要であると考えております。そのため当社では、積極的な採用活動を継続し、社員紹介制度の活用や面接担当者のスキルの標準化等により採用効率を高めるとともに、従業員への教育・研修体制のより一層の充実を図り、経験の浅い人材の早期戦力化も含め全社的な生産性の向上に今後も継続して取り組んでまいります。

⑦ 経営管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスや財務報告の適正性確保を含めた経営管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めていくことが重要であると考えております。そのため当社では、役職員のコンプライアンス意識の向上、各種リスクの管理や定期的な内部監査の実施による経営管理体制の強化、社外役員の選任とこれによるモニタリングの実効性確保や監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス体制の強化に今後も継続して取り組んでまいります。

⑧ 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客との取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことから、継続して情報セキュリティ体制を強

化していくことが重要であると考えております。そのため当社では、サーバー設備をはじめ社内ネットワークや情報機器等に適切なセキュリティ手段を採用することによってサイバー攻撃等による不正アクセスや情報漏洩、システム障害等の回避に努めるとともに、機密情報管理に関する社内規程の整備や社内教育の徹底にも努め、情報セキュリティ体制の充実・強化に今後も継続して取り組んでまいります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
(注1)	アップセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスにおいて、より単価の高い上位モデルに乗り換えること、又は、より利用量を増やすことを促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。
(注2)	クロスセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスと併せて別のサービスの利用を促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

事業区分	事業内容
Webマーケティング事業	オーガニックマーケティング SEOコンサルティング コンテンツコンサルティング、制作 UI・UX改善コンサルティング サイト修正指示、作業代行 Webサイト制作、Webアプリケーション開発 Web広告 リスティング広告、ディスプレイ広告、ネイティブ広告 SNS広告、アフィリエイト広告、動画広告、純広告等の運用
クラウドセールスツェック事業	クラウド業務支援ツールの開発、販売、サポート 営業支援ツール「ネクストSFA」 勤怠管理・交通費精算・経費精算ツール「ネクストICカード」

(6) 主要な営業所（2022年2月28日現在）

本社	東京都新宿区
関西支社	大阪府大阪市北区
静岡営業所	静岡県袋井市

(7) 使用人の状況（2022年2月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117（3）名	一名増（一名増）	33.4歳	3.7年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
Webマーケティング事業	91（3）名	4名減（－）
クラウドセールスツェック事業	10（－）	1名増（－）
全社（共通）	16（－）	3名増（－）
合計	117（3）	一名増（－）

（注）1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している人数であります。
3. 当社の報告セグメントは、Webマーケティング事業のみであります。使用人の状況においてはクラウドセールステック事業を併記しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年2月28日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 北 陸 銀 行	45,836千円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	43,050千円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	41,704千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	41,660千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	38,896千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	38,896千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	23,609千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	9,690千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	5,010千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	1,350千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,621,300株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は50,800株増加しております。

(3) 株主数 1,694名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ィ ー グ ラ ウ ン ド	1,000,000株	38.14%
原 口 大 輔	622,600	23.75
株 式 会 社 ビ ジ ョ ン	51,200	1.95
楽 天 証 券 株 式 会 社	50,900	1.94
吉 田 知 史	48,200	1.83
高 柳 薫	47,000	1.79
株 式 会 社 S B I 証 券	37,100	1.41
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	18,200	0.69
ミ ナ ミ 株 式 会 社	16,100	0.61
亀 山 茂	16,000	0.61

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2015年6月30日	2016年3月24日	2017年7月27日
新株予約権の数		149個	98個	276個
新株予約権の 目的となる 株式の種類と数		普通株式 29,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 19,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 55,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の 払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 30円)	新株予約権1個当たり 13,000円 (1株当たり 65円)	新株予約権1個当たり 13,000円 (1株当たり 65円)
権利行使期間		2017年7月3日から 2025年6月28日まで	2018年3月25日から 2026年3月23日まで	2019年7月28日から 2027年7月26日まで
行使の条件		i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。 ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過する日までは新株予約権を行使することができないものとする。 iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年 5 月31日	2019年 3 月14日
新 株 予 約 権 の 数		266個	174個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,200株 (新株予約権 1 個につき200株)	普通株式 34,800株 (新株予約権 1 個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 57,000円 (1 株当たり 285円)	新株予約権 1 個当たり 57,000円 (1 株当たり 285円)
権 利 行 使 期 間		2020年 6 月 1 日から 2028年 5 月31日まで	2021年 3 月15日から 2029年 3 月14日まで
行 使 の 条 件		i 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から起算して 1 年を経過する日までは、新株予約権を行使することができない。 iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 取締役が保有している第 1 回乃至第 3 回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 2020年 7 月30日開催の取締役会決議により、2020年 8 月22日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	原 口 大 輔	
専 務 取 締 役	吉 田 知 史	管理管掌、管理部長
取 締 役	坂 従 一 也	事業管掌、事業推進部長
取 締 役（社 外）	長 橋 賢 吾	フューチャーブリッジパートナーズ(株) 代表取締役 (株)ネットスターズ 社外取締役 野原ホールディングス(株) 取締役
常 勤 監 査 役	藤 井 尋 教	
監 査 役（社 外）	山 本 純 一	山本・吉田法律事務所 パートナー
監 査 役（社 外）	野 村 昌 弘	アヴァンセコンサルティング(株) 代表取締役

- (注) 1. 監査役野村昌弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 2021年5月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、村松隆志氏は社外監査役を辞任により退任しております。
3. 2021年6月30日付で、長清達矢氏は常勤社外監査役を辞任により退任しております。なお、退任時における同氏の重要な兼職は、ジャパニマス(株)の社外監査役及びダイナミックマップ基盤(株)の監査役であります。
4. 前項の長清達矢氏の監査役退任に伴い監査役の法定員数を欠くことになるため、補欠監査役の藤井尋教氏が同日付で監査役に就任しております。また、同氏は同日開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任しております。
5. 2021年8月1日付で取締役坂従一也氏は、営業推進部長から事業推進部長に担当を変更しております。
6. 社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、当事業年度中に監査役を辞任により退任した常勤社外監査役長清達矢氏及び社外監査役村松隆志氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役原口大輔氏、吉田知史氏、坂従一也氏、長橋賢吾氏及び監査役藤井尋教氏、山本純一氏、野村昌弘氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしております。

なお、当事業年度中に監査役を辞任により退任した常勤社外監査役長清達矢氏及び社外監査役村松隆志氏との間で同様の補償契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等（以下「損害」という。）を填補することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は、当該保険契約によっても填補されないこととしております。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	48,510 (1,800)	48,510 (1,800)	— (—)	— (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,400 (5,600)	10,400 (5,600)	— (—)	— (—)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	58,910 (7,400)	58,910 (7,400)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 上表には、2021年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した社外監査役1名及び2021年6月30日付で辞任により退任した社外監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役の金銭報酬の額は、2017年2月23日開催の定時株主総会継続会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

ロ. 監査役の金銭報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数を基礎に、会社に対する貢献や実績、将来の期待値、さらに同業他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等の諸要素を総合的に勘案して決定することとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

該当事項はありません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内での月例の固定報酬とすることとしております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任することとしております。また、その一任する内容は各取締役個人別の報酬額の具体的な金額とすることとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長原口大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したからであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載したとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	長 橋 賢 吾	20回/20回	—	上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識に基づき、主に当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
常勤監査役	長 清 達 矢	7 回/ 8 回	5 回/ 6 回	監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	山 本 純 一	20回/20回	17回/17回	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の法務・コンプライアンスに関する助言・提言を行っております。
監 査 役	野 村 昌 弘	20回/20回	17回/17回	税理士・公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の経理・財務に関する助言・提言を行っております。

(注) 常勤監査役長清達矢氏は、「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載したとおり当事業年度中に監査役を辞任により退任したため、当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のうち、それぞれの在任期間中に開催されたもののみを対象としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をします。
- ロ. コンプライアンス体制の強化を企図して、当社においては複数の社外役員を選任するとともに、取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築します。
- ハ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
- ニ. 監査役会を設置し、社外監査役を半数以上として、より実効性のある監査を推進します。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、リスクマネジメント及びコンプライアンス規程及び、反社会的勢力への対応に関する規程においても、一切の関係及び取引行為を遮断すべく定めております。また、その実効性を高めるために外部関係機関からの情報収集に取り組み、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・情報管理規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・決裁申請書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

ロ．定期的にリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を開催し、リスク管理に関する方針、体制の確立及び対策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために各部門会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えます。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役との協議に基づき任命します。

ロ．監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役の直轄下に置き取締役の指揮・命令は受けないものとします。

ハ．当該使用人の人事異動及び考課については、常勤監査役の同意を得るものとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は取締役会に出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有します。また、各部門の会議についても、監査役はその必要性を認めた場合に出席します。

ロ．内部監査室が内部監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えます。

ハ．取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告することとします。

ニ．監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを徹底します。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

- ロ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ハ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、経理に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告にかかる内部統制の充実を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当事業年度において取締役会は20回開催され、社外役員の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4. 会社役員の状況 (6) 社外役員に関する事項 ② 当事業年度における主な活動状況」をご参照ください。
- ロ. 取締役会において当社の経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。

② リスク管理体制

- イ. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会において定期的にリスクの洗い出しと評価、優先的に対処すべきリスクの選定と対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行い、取締役会に報告しております。
- ロ. 情報セキュリティシステム（ISMS）はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）の適合認証を取得しており、ISMSに基づき、情報管理に

関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

③ コンプライアンス管理体制

- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、これを周知するとともに、定期研修の開催により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ロ. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人に対し周知し、コンプライアンス問題等の早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めております。また、内部通報制度の実効性の向上を目的として、内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

④ 監査役の監査体制

- イ. 当事業年度において監査役会を17回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。
- ロ. 監査役及び監査役会は、監査部門から、内部監査等の現状について定期的に報告を受け、常勤監査役は、課題や情報共有のため、被監査部門に対する内部監査結果説明会、フォローアップ監査に同席しております。

また、当社は2022年3月17日に開催した取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針に定める各事項について2022年2月期における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、現時点では事業も成長段階にあることから、今後の持続的な事業拡大のために内部留保の充実を図り、収益力強化のための投資に充当することが中長期的な視点から株主の皆様に対する最大の利益還元につながるものと考え、配当を行っておりません。

将来的には、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な企業価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、採用強化や戦力人材の育成、情報システム及び情報セキュリティの充実・強化、提供サービスの品質及び機能の向上、営業及び運用拠点の拡充等に重点的に投資していく方針としております。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、剰余金の配当を行う場合においては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、当社では、2020年7月30日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は2月末日、中間配当は8月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,638,069	流動負債	665,150
現金及び預金	1,258,663	買掛金	230,266
売掛金	332,127	1年内返済予定の長期借入金	134,122
仕掛品	17,861	未払金	19,570
貯蔵品	303	未払費用	71,771
前渡金	10,430	未払法人税等	43,572
前払費用	21,843	前受金	136,059
その他	4,218	預り金	3,974
貸倒引当金	△7,379	受注損失引当金	3,367
固定資産	328,915	その他	22,447
有形固定資産	37,275	固定負債	155,665
建物	30,264	長期借入金	155,579
工具、器具及び備品	7,010	その他	86
無形固定資産	7,562	負債合計	820,815
ソフトウェア	7,562	(純資産の部)	
投資その他の資産	284,077	株主資本	1,146,170
差入保証金	170,650	資本金	351,516
敷金	73,593	資本剰余金	295,016
破産更生債権等	562	資本準備金	279,016
繰延税金資産	39,834	その他資本剰余金	16,000
貸倒引当金	△562	利益剰余金	499,637
資産合計	1,966,985	その他利益剰余金	499,637
		繰越利益剰余金	499,637
		純資産合計	1,146,170
		負債純資産合計	1,966,985

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,453,520
売 上 原 価	2,535,857
売 上 総 利 益	917,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	723,018
営 業 利 益	194,644
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11
受 取 手 数 料	2,294
債 務 勘 定 整 理 益	998
そ の 他	13
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,468
経 常 利 益	196,494
税 引 前 当 期 純 利 益	196,494
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	65,254
法 人 税 等 調 整 額	△1,535
当 期 純 利 益	132,775

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	348,787	276,287	16,000	292,287	366,861	366,861	1,007,936	1,007,936
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権 の 行 使)	2,729	2,729		2,729			5,458	5,458
当期純利益					132,775	132,775	132,775	132,775
当期変動額合計	2,729	2,729	-	2,729	132,775	132,775	138,233	138,233
当 期 末 残 高	351,516	279,016	16,000	295,016	499,637	499,637	1,146,170	1,146,170

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社ジオコード

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 斉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジオコードの2021年3月1日から2022年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

株 式 会 社 ジ オ コ ー ド 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 藤 井 尋 教 ⑩
監 査 役（社外監査役） 山 本 純 一 ⑩
監 査 役（社外監査役） 野 村 昌 弘 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	は ら ぐ ち だ い す け 原 口 大 輔 (1976年2月27日生)	1997年9月 ㈱ニチヨーキャリア(現 ㈱ベストランス)入社 2003年5月 ㈱ネクサス(現 ㈱ジェイ・コミュニケーション) 入社 2004年4月 ㈱リベラル 入社 2005年2月 (有)ジオコード(現 当社)設立 取締役 2006年5月 当社 有限会社から株式会社へ組織変更 代表取締役社長(現任)	622,600株
2	よ し だ とも ふ み 吉 田 知 史 (1968年8月13日生)	1994年9月 等松・トウシュ・ロスコンサルティング㈱ (現 アビームコンサルティング㈱)入社 1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2003年4月 公認会計士登録 2005年9月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 EYトランザクション・アドバイザー・サービス㈱ (現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング㈱)出向 2012年2月 アイビーシー㈱ 入社 2013年12月 同社 取締役経営管理部長 2018年1月 当社 入社 管理部長(現任) 2018年2月 当社 専務取締役(現任)	48,200株
3	さ か よ り か ず や 坂 従 一 也 (1987年5月23日生)	2011年4月 ㈱マクニカ 入社 2014年3月 当社 入社 2017年4月 当社 営業部長 2017年8月 当社 取締役(現任) 2021年3月 当社 営業推進部長 2021年8月 当社 事業推進部長(現任)	10,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4	なが はし けん ご 長 橋 賢 吾 (1977年 7 月 28 日生)	2006年 3 月 日興シティグループ証券㈱(現シティグループ証券㈱)入社 2009年 3 月 フューチャーブリッジパートナーズ㈱ 代表取締役(現任) 2010年 3 月 ㈱アプリックス 社外監査役 2015年 3 月 同社 取締役 2017年 2 月 同社 代表取締役 兼 取締役社長 2017年 9 月 野原ホールディングス㈱ 社外監査役 2019年 2 月 ㈱アプリックス 代表取締役会長 2019年 5 月 当社 社外取締役(現任) 2020年 3 月 ㈱ネットスターズ 社外取締役(現任) 2020年 9 月 野原ホールディングス㈱ 取締役(現任) (重要な兼職の状況) フューチャーブリッジパートナーズ㈱ 代表取締役 ㈱ネットスターズ 社外取締役 野原ホールディングス㈱ 取締役	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原口大輔氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 長橋賢吾氏は、社外取締役候補者であります。
4. 長橋賢吾氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識を有しており、引き続き当該経験及び見識を活かして、取締役の職務執行を監督し、当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言をいただくことを期待して、同候補者としたものであります。
5. 長橋賢吾氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、長橋賢吾氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役候補者全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。当該契約の内容は、事業報告「4. 会社役員の状況 (3) 補償契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
8. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当該保険契約の内容は、事業報告「4. 会社役員の状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。また、次の当該保険更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
9. 当社は、長橋賢吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井尋教氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時（2020年7月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時）までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	歴 所有する 当社の 株式数
もり さき みのる 森 崎 稔 (1964年6月22日生)	1987年4月 (株)アンデルセン 入社 1993年3月 (株)セブン-イレブン・ジャパン 入社 2005年9月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 転籍 2008年2月 (株)セブン・キャッシュワークス(現 株式会社セブン・フィナンシャルサービス)出向 2010年12月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 帰任 2018年10月 (株)セブン-イレブン・ジャパン 出向 2022年1月 当社 入社 内部監査室長(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森崎稔氏が監査役候補者とした理由は、新たな視点での監査ができることに加え、長年システム分野の内部統制構築及びIT内部統制整備業務に携わってきた経験と知見を活かして、より一層強固な監査体制の構築を期待したためであります。
3. 森崎稔氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることとしております。
4. 森崎稔氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、事業報告「4. 会社役員の状況 (3) 補償契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。森崎稔氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当該保険契約の内容は、事業報告「4. 会社役員の状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。また、今回の当該保険更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	アーク有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目23番3号 その他の事務所 札幌、浜松、大阪		
沿 革	1975年4月 近畿第一監査法人 設立、聖橋監査法人 設立 1982年8月 明治監査法人 設立 2004年3月 アーク監査法人 設立 2016年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し明治アーク監査法人に名称変更 2016年7月 明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併 2019年7月 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月 アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併		
概 要	資本金		50百万円
	構成人員	代表社員	6名
		社員	31名
		職員 公認会計士	53名
		公認会計士試験合格者	42名
		その他	32名
		合計	164名
	関与会社数		106社

(2022年3月1日現在)

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階

「芙蓉」(ふよう)

TEL 03-3375-3211



交通：J R線・小田急線・京王線「新宿駅」南口より徒歩約3分

都営新宿線・大江戸線「新宿駅」A1出口 出てすぐ横